

2021年4月度 広告作成等に関する相談の受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

4月度の全体の相談受付件数は計81件で、前月度と比較すると56件減（新車関係34件減、中古車関係11件減、その他11件減）、対前年同月比では4件増（新車関係4件減、中古車関係12件増、その他4件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約31%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約48%（12件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（15件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約33%（27件）を占めています。

【相談者の内訳・2021年4月】

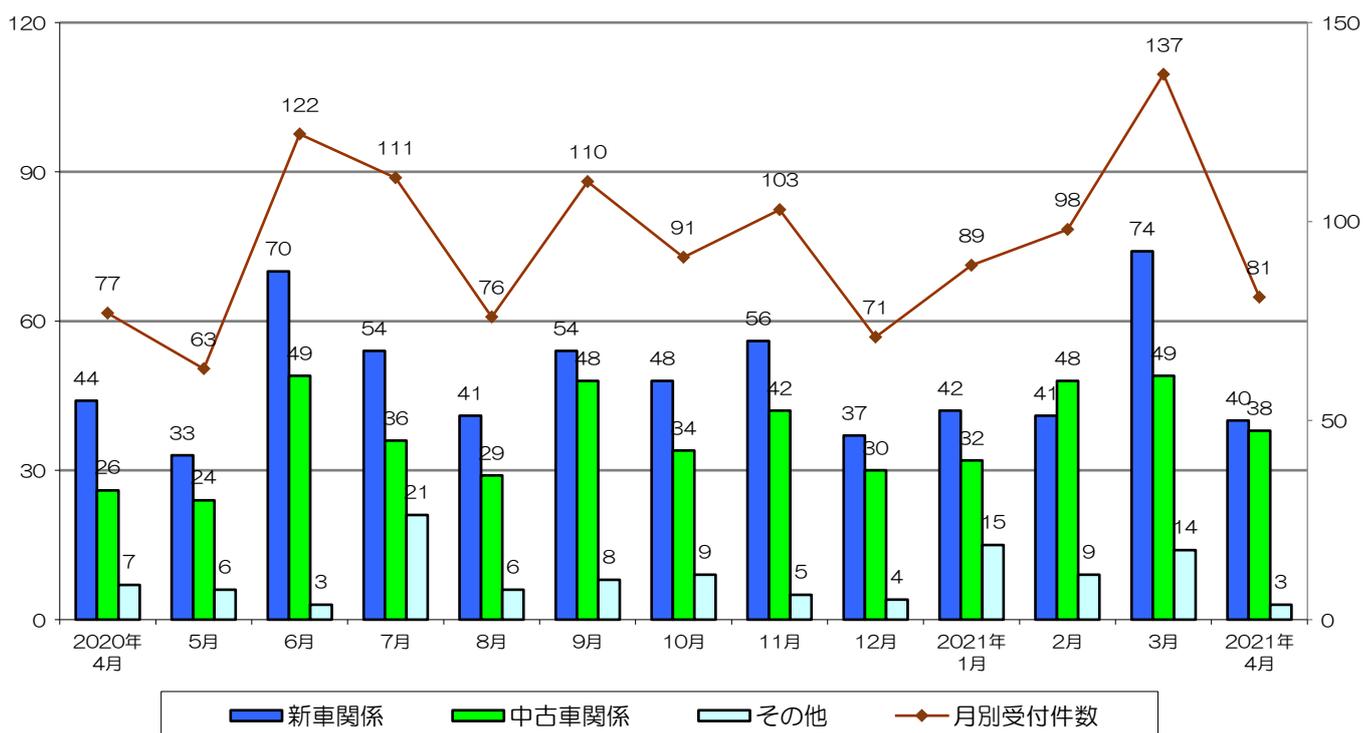
	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	40	38	3	81
広告代理店	18	7	0	25
メーカー系ディーラー	9	4	2	15
自動車関係団体	1	5	0	6
中古車専門店	2	14	0	16
中古車情報誌社	2	6	0	8
メーカー	6	2	0	8
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	0	1	3

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	4
メーカー系ディーラー	12
中古車専門店	5
その他	4

【相談受付件数の推移・2020年4月～2021年4月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが50.0%、『特定事項』に関する問い合わせが17.9%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約68%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	28	70.0%	その他相談	2	5.0%
景品関係	10	25.0%	合計	40	100.0%

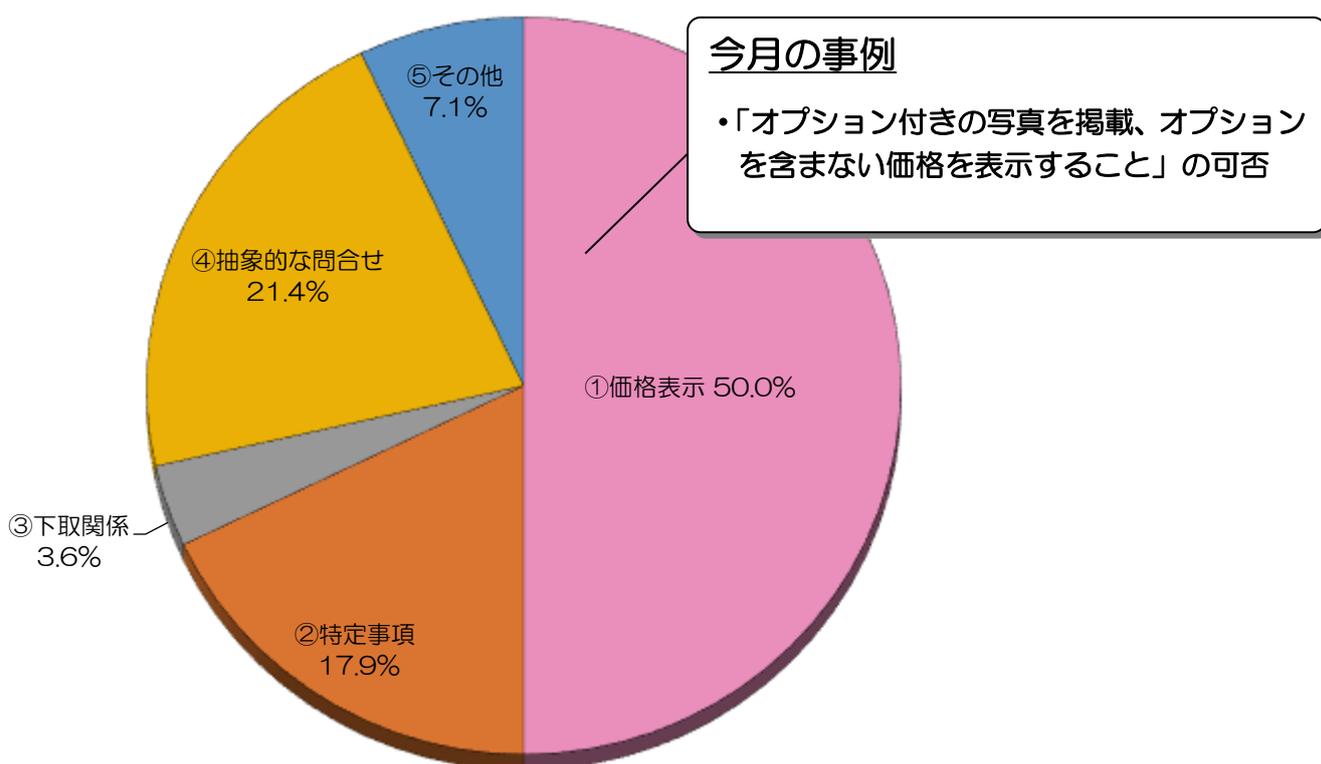
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	14	50.0%	安全・環境	1	3.6%
表示方法	6	21.4%	特別仕様・限定	2	7.1%
値引き表示	1	3.6%	③下取関係	1	3.6%
割賦・リース	7	25.0%	④抽象的な問合せ	6	21.4%
②特定事項	5	17.9%	広告表現の可否	3	10.7%
ランキング	1	3.6%	企画の可否	1	3.6%
統計数値	1	3.6%	抽象的な問合せ	2	7.1%
			⑤その他	2	7.1%
			合計	28	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	2	20.0%	期間延長	3	30.0%
一般懸賞(抽選等)	2	20.0%	抽象的な問合せ	2	20.0%
オープン懸賞	1	10.0%	合計	10	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔オプション付きの写真を掲載、オプションを含まない価格を表示すること〕の可否

Q. 広告に掲載する写真には、メーカーオプション（アルミホイール）が装着されていますが、オプションの価格を含まない車両本体価格を表示しても問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】



Photo:1.5S オプション装着車

スカーレット1.5S 2WD CVT

車両本体価格 161万円

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

【問題点】

- 車両本体価格（オプションを含まない価格）で、広告に掲載されているオプション装着車を購入することができるかのように誤認されるおそれがある。

A. 自動車公正競争規約第5条第7号では、「写真又はイラストと販売価格を併用して表示する場合は、その写真又はイラストに使用する新車の販売価格を明瞭に表示すること」と定められています。

したがって、広告掲載車にメーカーオプションが装着されている場合、当該オプションの価格を車両本体価格に含めて表示することが必要です。【正しい表示例1】

なお、やむを得ず、オプションの価格を含まない車両本体価格を表示する場合は、

- ①装着されているオプションの「内容」
- ②装着されているオプションの「価格」
- ③「車両本体価格にはオプションの価格が含まれていない」旨

を、車両本体価格の表示に近接した箇所に、明瞭に表示することが必要です。【正しい表示例2】

【正しい表示例1】

▶車両本体価格に、オプション価格を含めて表示する場合



Photo:1.5S

スカーレット1.5S 2WD CVT

車両本体価格 166万円

◆価格には、メーカーオプション（アルミホイール5万円）が含まれています。

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

【正しい表示例2】

▶車両本体価格に、オプション価格を含めずに表示する場合



Photo:1.5S

スカーレット1.5S 2WD CVT

車両本体価格 161万円

◆価格には、広告掲載車に装着されているメーカーオプション（アルミホイール5万円）は含まれておりません。

※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが46.9%、『必要表示事項』に関する問い合わせが28.1%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約75%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	32	84.2%	その他相談	2	5.3%
景品関係	4	10.5%	合計	38	100.0%

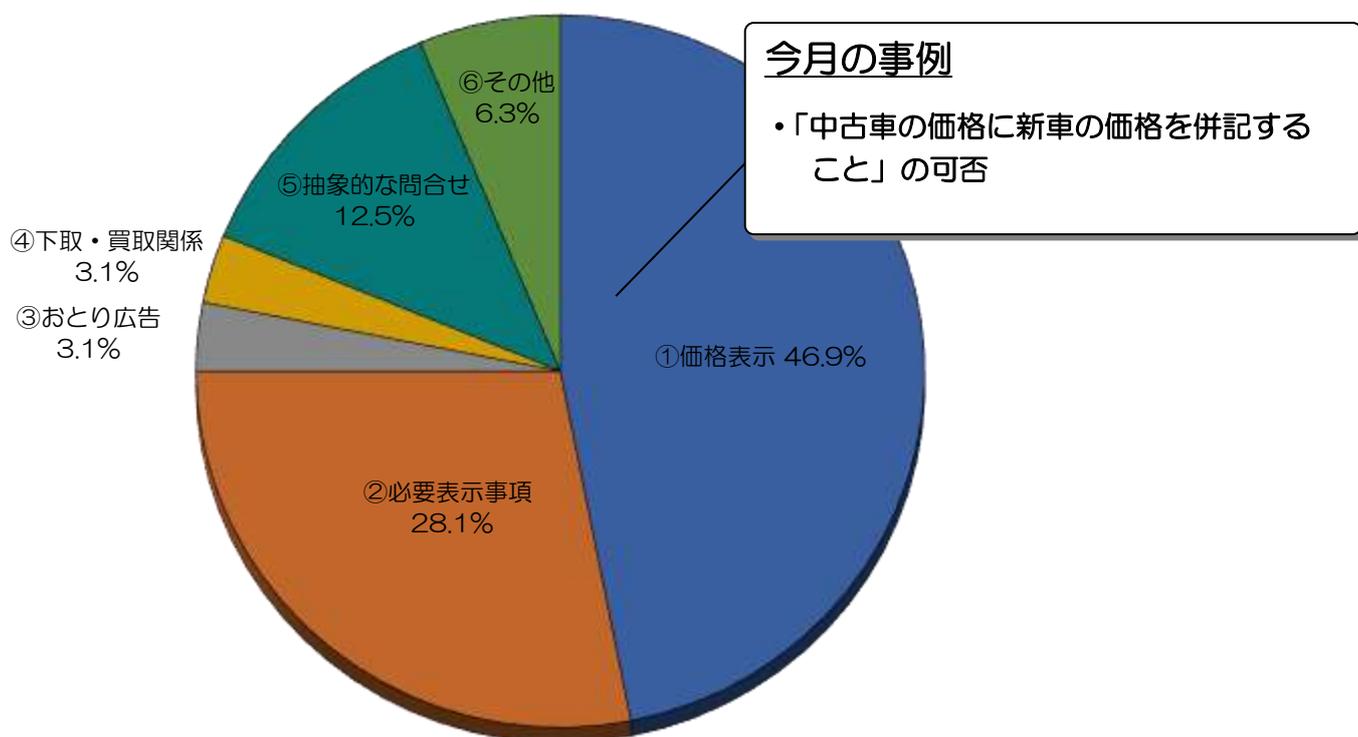
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	46.9%	保証の有無	2	6.3%
表示方法	4	12.5%	整備実施状況	2	6.3%
値引き表示	5	15.6%	必要表示事項全般	3	9.4%
支払い総額	2	6.3%	③おとり広告	1	3.1%
割賦・リース	2	6.3%	④下取・買取関係	1	3.1%
その他（価格）	2	6.3%	⑤抽象的な問合せ	4	12.5%
②必要表示事項	9	28.1%	広告表現の可否	2	6.3%
走行距離数	1	3.1%	抽象的な問合せ	2	6.3%
車検証の有効期限	1	3.1%	⑥その他	2	6.3%
			合計	32	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	100.0%	合計	4	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「中古車の価格と新車の価格を併記すること」の可否〕

Q. 安さを訴求するため、中古車の販売価格に新車時の販売価格を併記したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレット1.5MⅡ 2WD CVT		■初度登録：2019年
車両価格 145万円		■走行距離：12,000km
(新車時 車両本体価格：190万円)		■検 2022年12月
	
	

A. 中古車の価格に新車（時）の価格を併記することはできません。

中古車は一旦登録され、また、使用に供された商品であり、新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品です。（一旦登録された「登録（届出）済未使用車」も同様です。）

中古車の価格に新車（時）の価格を併記することは、新車と中古車の価格比較を促すことになりませんが、消費者には、その中古車の品質や経済価値が新車時のものに比べ、どれくらい違いがあるのかわからない（消費者の情報量は販売事業者に比べ極端に少ない）ため、その価格差だけによって「安い」と誤認するおそれがあります。

したがって、中古車の価格に新車（時）の価格を併記することはできません。

＜中古車の二重価格表示についての考え方＞

二重価格表示は、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示するものであり、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択と事業者間の価格競争の促進に資する面があります。

しかし、「同一ではない商品の価格」との二重価格表示が行われる場合は、販売価格と比較対照価格との価格差には、商品の品質等の違いも反映されているため、二重価格表示で示された価格差のみにより販売価格の安さを評価することが難しく、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える不当表示に該当するおそれがあります。

比較対照価格としては、一般的に「過去の販売価格」、「競争事業者の販売価格」、「希望小売価格（新車時価格）」が用いられますが、中古車については、以下のような商品特性から、「同一の商品」についての価格比較が困難であると言えるため、不当な二重価格表示に該当するおそれがありますので、行わないでください。

①「過去の販売価格」を比較対照価格とする場合

車両の品質劣化や車検残及び自賠責保険・自動車税（種別割）の未経過分の減少等により経済価値が下落するなど、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品である

②「競争事業者の販売価格」を比較対照価格とする場合

車名や年式、走行距離等が同じであっても、使用状況等により一台毎に品質が異なる商品であり、同一の商品の市価や特定の競争事業者の販売価格を算定することが困難な商品である

③「希望小売価格（新車時価格）」を比較対照価格とする場合

中古車は一旦登録され、また、使用に供された商品であり、新車とは品質や経済価値が異なる商品である